

東大阪市特定生産緑地の指定

令和 8 年度第 1 回東大阪市都市計画審議会

令和 8 年 8 月 5 日（水）

特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」



令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

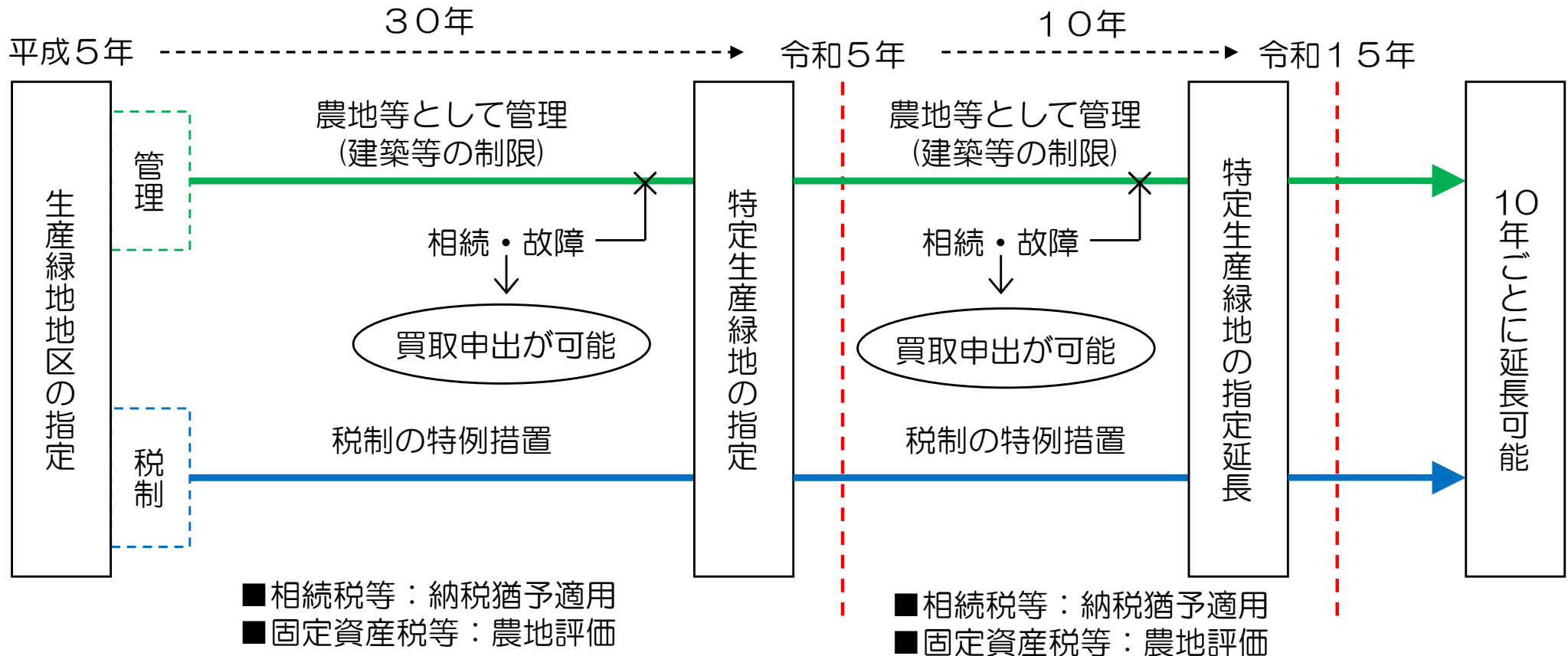


特定生産緑地制度を活用し、生産緑地の保全を図る。

特定生産緑地制度について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



生産緑地地区の指定状況

全生産緑地面積と指定の内訳（令和8年7月末時点）

	面積（ha）	
全生産緑地	94.20	
内 平成4年指定	74.97	（79.6％）
内 平成5年指定	2.40	（2.5％）
内 平成6年指定	0.71	（0.8％）
内 平成7年指定	0.31	（0.3％）
内 平成8年指定	0.44	（0.5％）

今回の対象は

	受付期間
平成8年指定分	R7.4.1～R8.3.31

指定に向けた取り組み

取り組み経過

令和 2 年 1 月	全所有者に対して指定申請書類、 制度概要資料の送付
令和 7 年 9 月	未申請者に対して意向調査を実施 併せて、特定生産緑地制度の再周知 (意向調査の返送がなかった方には個別対応)

指定の概要

地 区 名 称	位 置	面 積				議案書 ページ番号
		生 産 緑 地 地 区	特 定 生 産 緑 地			
			既に指定されている 区域	新たに指定する区域	指定後の区域	
横小路町4-B-30	東大阪市横小路町四丁目地内	約 0.05 ha	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha	P46
東鴻池町4-D-3	東大阪市東鴻池町四丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha	約 0.13 ha	P44
本庄西1-D-8	東大阪市本庄西一丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha	約 0.06 ha	P45
箕輪K-9	東大阪市箕輪二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha	約 0.06 ha	P43
川田3-A-10	東大阪市川田三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha	約 0.07 ha	P44
若江北町2-G-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.11 ha	約 0.05 ha	約 0.06 ha	約 0.11 ha	P44
長田東1-B-15	東大阪市長田東一丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha	約 0.07 ha	P44

合計 7地区 約0.44ha

(参考) 平成7年度指定生産緑地地区の特定生産緑地申請率

地区数・・・7地区 面積・・・約0.44ha

生産緑地の約100%の指定

今後のスケジュール等

【 決定 】

本審議会での承認後、速やかに行う

【告示予定】

令和 8 年 9 月を予定

【告示予定】

告示後、速やかに指定された旨、利害関係人に通知